公表対象随意契約一覧(R8.3月分)

No.	担当する課又は室の名称	契約内容	契約締結日	契約相手方の名称及び所在地	契約金額（円）	適用条項	随意契約の理由
1	地域福祉課	給付支援サービスに係るサービス利用契約	令和8年3月2日	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号	1,637,240	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本サービスの利用については、基幹系業務システム運用業者がシステム開発不可である。自前システムで対応する上で、給付対象世帯の支給状況管理、振込用データの作成補助等迅速かつ正確に給付するための機能を兼ね備えている給付支援サービスを利用する必要があり、そのサービスを提供できるのは(株)NTTデータだけであるため。
2	DX推進課	基幹系情報システム保守業務	令和8年3月3日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4番21号	69,036,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国は標準化法に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進することとしており、地方公共団体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）の利用を義務付けている。 浜田市では、令和5年9月8日付で、現行システム業者を除く3社に対し住民情報システムの標準化にかかる情報提供依頼を実施した。2社から浜田市の対応はできない旨の回答があり、1社からは回答が無かった。 従って、住民情報システムの標準化対応は、現行システムの導入業者である当該事業者と随意契約を行うこととしている。 本件は上記住民情報システムに関する契約であり、当該事業者に帰属する権利として保護されるノウハウが用いられている。したがって、当該事業者のみが本業務を遂行可能であるため随意契約を行う。
3	環境課カーボンニュートラル推進室	浜田市の公共施設で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務（Bグループ）	令和8年3月3日	神楽電力株式会社　浜田営業所 浜田市黒川町155番地7	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	指名競争入札により、入札を実施する予定であったが、入札書受付締切日までに辞退の届出があり、応札者が1者となり入札が中止となった。改めて競争入札に付す時間的余裕がないため、辞退をしていなかった1者に対して8号随契を適用するもの。
4	環境課カーボンニュートラル推進室	浜田市の公共施設で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務（Cグループ）	令和8年3月3日	神楽電力株式会社　浜田営業所 浜田市黒川町155番地7	149,242,704	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	指名競争入札により、入札を実施する予定であったが、入札書受付締切日までに辞退の届出があり、応札者が1者となり入札が中止となった。改めて競争入札に付す時間的余裕がないため、辞退をしていなかった1者に対して8号随契を適用するもの。
5	学校教育課	浜田市外国語指導助手（ALT）派遣業務	令和8年3月5日	株式会社インタラック西日本 福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目17番38号	113,374,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ALTの配置には一定の準備期間が必要であり、令和4年12月まで本市に派遣されているALT等が移籍する予定の株式会社フロント以外では、令和5年1月から直ちにALTを派遣することは困難であるため。
6	地域福祉課	浜田市障がい者等移動支援事業	令和8年3月6日	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会 浜田市野原町859番地1　他13法人	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	事業実施には障がい者(児)支援の専門性及びノウハウが必要であり、その性質から競争入札に適さないため。
7	金城支所産業建設課	美又温泉外湯施設ロゴマーク作成及びPR等業務	令和8年3月9日	日本海テレビジョン放送株式会社　浜田支社 浜田市田町1669番地	8,690,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会（美又温泉外湯施設ロゴマーク作成及びPR等業務に係るプロポーザル審査会）での審査結果により選定されたため。
8	文化振興課	浜田市立石正美術館収蔵絵画等修繕整備業務	令和8年3月9日	タカハタ星辰堂 京都府京都市伏見区横大路千両松町153-4	1,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該業務は、故石本正画伯の生前の意向及び寄贈者である遺族の意向を汲み取り、適切な額や手法の選定、収蔵保存保管箱の製作等の修繕整備業務を確実に実施する必要があり、その業務の特殊性から石本正画伯自身が業務を依頼していたタカハタ星辰堂以外の事業者が実施することが極めて困難であるため。
9	地域福祉課	浜田市障がい者等日中一時支援事業	令和8年3月10日	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559番地2 他15法人	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	事業実施には障がい者(児)支援の専門性及びノウハウが必要であり、その性質から競争入札に適さないため。
10	子ども・子育て支援課	浜田市放課後児童健全育成事業（山ばと学級放課後児童クラブ）	令和8年3月10日	山ばと学級放課後児童クラブ運営委員会 浜田市内田町1117番地2	13,786,957	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	山ばと学級放課後児童クラブの運営委託については、平成20年4月1日から美川地区において同地区内の小学校、小学校のＰＴＡ、まちづくりセンター、保育園、幼稚園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「山ばと学級放課後児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため、この運営委員会に運営の委託を行う。
11	子ども・子育て支援課	浜田市放課後児童健全育成事業（雲城地区児童クラブ）	令和8年3月10日	雲城地区児童クラブ運営委員会 浜田市金城町下来原1541番地5	13,475,358	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	雲城地区児童クラブの運営委託については、平成7年度から雲城地区において同地区内の小学校、小学校のＰＴＡ、まちづくりセンター、保育園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「雲城地区児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため、この運営委員会に運営の委託を行う。
12	子ども・子育て支援課	浜田市放課後児童健全育成事業（今福地区児童クラブ）	令和8年3月10日	社会福祉法人寶林会 浜田市金城町今福1422番地3	10,860,853	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	今福小学校と今福地区児童クラブの隣接地で保育園を運営しておりそのノウハウを活かしたサービスを行うことが可能である。また、今福地区児童クラブの施設は当該保育園理事長が住職をしている浄光寺であるため。
13	子ども・子育て支援課	浜田市放課後児童健全育成事業（今市児童クラブ）	令和8年3月10日	今市児童クラブ運営委員会 浜田市旭町今市615番地	15,863,688	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	今市児童クラブの運営委託については、平成12年4月1日から今市地区において同地区内の小学校、小学校のＰＴＡ、まちづくりセンター、保育園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「今市児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため、この運営委員会に運営の委託を行う。
14	子ども・子育て支援課	浜田市放課後児童健全育成事業（三隅小児童クラブ）	令和8年3月10日	三隅小児童クラブ運営委員会 浜田市三隅町古市場450番地	16,813,623	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	三隅小児童クラブの運営委託については、平成10年4月1日から三隅地区において同地区内の小学校、小学校のＰＴＡ、まちづくりセンター、保育園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「三隅小児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため、この運営委員会に運営の委託を行う。
15	子ども・子育て支援課	浜田市放課後児童健全育成事業（岡見小児童クラブ）	令和8年3月10日	岡見小児童クラブ運営委員会 浜田市三隅町岡見516番地	10,434,533	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	岡見小児童クラブの運営委託については、平成10年4月1日から岡見地区において同地区内の小学校、小学校のＰＴＡ、まちづくりセンター、保育園、自治会及び保護者の代表者並びに民生児童員等で構成する「岡見小児童クラブ運営委員会」が当該クラブの運営を目的に立ち上がっているため、この運営委員会に運営の委託を行う。

公表対象随意契約一覧(R8.3月分)

No.	担当する 課又は室の名称	契約内容	契約締結日	契約相手方の 名称及び所在地	契約金額（円）	適用条項	随意契約の理由
16	金城支所防災自治課	金城支所公衆無線ＬＡＮ整備業務	令和8年3月11日	NTT西日本株式会社　島根支店 松江市東朝日町102番	1,043,900	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市公衆無線LANは、NTT西日本株式会社島根支店が設置したものであり、既存ネットワークとの接続やシステム設定等の作業を要する。設置した同社が以外の事業者が施工した場合、障害発生時における責任の所在が不明確になるなど、安定的なサービス運用に支障をきたすおそれがあるため。
17	財政課	財務会計システム改修業務	令和8年3月18日	株式会社マツケイ 松江市乃木福富町735－211	1,980,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在稼働中の財務会計システムは、株式会社マツケイと令和10年2月29日までサービス利用契約し提供されているものである。また機能並びに運用等において熟知しており、改修においても低コストで適切な改修が可能であるため。
18	広島事務所	令和8年度広島事務所公用車駐車場の賃貸借契約	令和8年3月18日	アマノマネジメントサービス株式会社　広島支店 広島県広島市西区南観音町23-10	960,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市広島事務所には、当該駐車場以外近隣に月極駐車場がなく、業務の効率性等を勘案し、当該駐車場と契約をすることが適当であるため。
19	人事課	人事給与システム利用契約	令和8年3月27日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	8,712,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務の対象である人事給与システムは、平成23年に導入し、現契約が令和8年3月31日で終了する。 このため令和7年度に公募型プロポーザルを実施したが、応札がなかったことから、暫定的措置として現行システムを2年間継続利用する予定とし、引き続き、現行システムの導入及び運用保守を行っている株式会社サンネットと随意契約を締結するものである。
20	子ども・子育て支援課	浜田市放課後児童健全育成事業（ふたば学級放課後児童クラブ及びにこにこ学級放課後児童クラブ）	令和8年3月30日	社会福祉法人　誠和会 浜田市港町263番地1	38,086,969	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	原井小学校の隣接地でふたば学級放課後児童クラブと保育園を運営しておりそのノウハウを活かしたサービスを行うことが可能である。また、ふたば学級放課後児童クラブを行っている施設は当該保育園敷地内の建物であるため。
21	子ども・子育て支援課	浜田市放課後児童健全育成事業（かもめ学級放課後児童クラブ、かぜの子学級放課後児童クラブ及びあおぞら学級放課後児童クラブ）	令和8年3月30日	社会福祉法人　誠和会 浜田市港町263番地1	50,601,396	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国府小学校でかもめ学級放課後児童クラブ及びかぜの子学級放課後児童クラブと、国府小学校隣接地でこくふ子ども園を運営しておりそのノウハウを活かしたサービスを行うことが可能であるため。
22	学校教育課	市内県立高校共同寄宿舎調理業務	令和8年3月30日	株式会社益田クッキングフーズ 益田市安富町1105番地	14,578,080	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	令和6年度から運営している「浜田市内県立高校共同寄宿舎」の生徒への食事提供については、調理及び食事提供（納入）を浜田高等学校寄宿舎（県立寄宿舎）厨房及び食堂としており、同校が委託する事業者以外の者への委託が困難であるため。
23	DX推進課	ケーブルテレビ施設等の保守業務委託契約	令和8年3月31日	石見ケーブルビジョン株式会社 島根県浜田市竹迫町2886番地	-	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務はケーブルテレビ設備貸付契約による貸付物件の維持管理及び保守を目的としていることから、同契約による貸付相手である石見ケーブルビジョン株式会社を相手方に選定するもの。